

地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

2019年（令和元年）5月28日

藤沢市監査委員	中川隆
同	永井俊二
同	井上裕介
同	武藤正人

第1 請求のあった日及び請求人

2019年（平成31年）3月29日

請求人（省略）

第2 請求の内容

藤沢市職員措置請求書の要旨

1 措置請求の要旨

平成27年度以降の藤沢市立白浜養護学校スクールバス運行業務委託の契約金額が、前年度までと比較して1,600万円増額していることは、受託者との間で違法又は不当な手続により契約されたためであるから、当該契約事務に関わった職員の懲戒解雇を請求する。また、公金の返金を求める。

2 事実証明

資料1 見積書（写）

	作成者	日付	内容	金額
1	株式会社江ノ電バス藤沢	2012. 1. 13	2012. 4. 1～2013. 3. 31	56,352,429円
2	株式会社江ノ電バス藤沢	2013. 1. 16	2013. 4. 1～2014. 3. 31	56,392,287円
3	株式会社江ノ電バス藤沢	2013. 12. 24	2014. 4. 1～2015. 3. 31	58,002,999円
4	小田急バス株式会社	2013. 12. 20	年間 220日	69,511,824円
5	フジ交通株式会社	2013. 12. 20	辞退	
6	株式会社江ノ電バス藤沢	2013. 12. 24	2014. 4. 1～2015. 3. 31	58,002,999円
7	小田急バス株式会社	2013. 12. 20	年間 220日	69,511,824円
8	フジ交通株式会社	2013. 12. 20	辞退	

9	株式会社江ノ電バス藤沢	2015. 1. 20	2015. 4. 1～2016. 3. 31	72, 575, 813 円
10	株式会社江ノ電バス藤沢	2016. 1. 17	2016. 4. 1～2017. 3. 31	72, 299, 520 円
11	株式会社江ノ電バス藤沢 湘南営業所	2017. 1. 10	2017. 4. 1～2018. 3. 31	72, 797, 400 円
12	神奈川中央交通東株式会社	2017. 1. 13	2017. 4. 1～2018. 3. 31	78, 624, 000 円
13	神奈川中央交通株式会社	2017. 1. 12	2017. 4. 1～2018. 3. 31	81, 907, 200 円

資料2 白浜養護学校通学バス運行業務委託契約書（写）

	年度区分	契約金額(概算)	添付資料
1	平成 24 年度	56, 352, 429 円	表紙のみ
2	平成 25 年度	56, 392, 287 円	表紙のみ
3	平成 26 年度	58, 002, 621 円	表紙・設計図書 P1～P9・P13・P15～P28 入札参加者募集要項
4	平成 27 年度	72, 477, 720 円	表紙・設計図書 P1～P3・P14～P16
5	平成 28 年度	72, 299, 520 円	表紙・設計図書 P1～P5・P14～P16
6	平成 29 年度	72, 797, 400 円	表紙・設計図書 P1～P3・P5・P14～P16

資料3 輸送明細（写）

1	平成 24 年度	4 月～3 月分
2	平成 25 年度	4 月～3 月分
3	平成 26 年度	4 月～3 月分
4	平成 27 年度	4 月～3 月分
5	平成 28 年度	4 月～3 月分

資料4 白浜養護学校スクールバス中間利用について（写）

1	平成 28 年度	校外訓練一覧	スクールバス中間利用
2	平成 29 年度	校外訓練一覧	スクールバス中間利用実績

第3 請求書の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備したものと認め、2019年（平成31年）3月29日付で受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求書及び陳述内容の全趣旨を勘案し、平成29年度白浜養護学校通学バス運

行業務委託の契約，支出及び支払が違法又は不当なものといえるか否かを監査対象事項とした。

## 2 監査対象部課

教育委員会教育部教育指導課

## 3 請求人の証拠の提出

請求人は，地方自治法第242条第6項の規定に基づき，2019年（令和元年）5月22日に証拠を提出した。

資料1 藤沢鎌倉版もとめ-る 2017.2.10

資料2 教育指導課情報提供文書

資料3 年間輸送料金（23年度）税込み 等

資料4 平成29年度藤沢市白浜養護学校スクールバス運行計画表（往復・片道）

資料5 貸切バスの年間契約についてのお願い スクールバスの場合（国土交通省）

資料6 スクールバス年間契約の計算例（国土交通省）

資料7 貸切バスの「運賃・料金」についてのお願い（国土交通省）

資料8 標準的な貸切バス事業者の運賃・料金（国土交通省）

## 4 関係職員の陳述

監査に当たり，2019年（令和元年）5月22日に教育部教育指導課関係職員の陳述の聴取を行った。

## 5 請求人の意見の陳述

請求人は，地方自治法第242条第6項の規定に基づき，2019年（令和元年）5月22日に意見の陳述を行った。

## 第5 監査の結果

### 1 事実関係の確認

監査対象部課に対する監査の結果，次の事実を確認した。

#### (1) 白浜養護学校通学バス運行業務委託について

##### ア 業務委託の内容

白浜養護学校児童生徒及び保護者の利便を図るため，昭和49年度からバスによる送迎を実施している。きめ細かい安全運転への配慮とともに，介助者の配備，車いす利用者等乗り降りに対応するための専用バスの運行を必要とすることから，専門業者に委託しているものである。主な業務委託内容は次のとおりである。

- (ア) 授業日に5コース（平成26年度までは、4コース）による運行及び校外学習等中間利用時の送迎
- (イ) 運転員及び添乗員の配置
- (ウ) 使用車両の装備は、リフト付き・座席の改造・車体への「藤沢市立白浜養護学校スクールバス」の表示を行う

#### イ 白浜養護学校通学バス運行業務内容の変更について

当該バス運行業務は、利用児童生徒の増加等に伴い、運行経路、運行本数等の見直しが行われ、それまで4コースの運行により実施していたものを平成27年度から5コースに変更し利用者の安全確保を図った。平成26年度の運行予定回数は、往復755回、片道54回であったのと比較すると、平成27年度以降は、往復750回、片道250回程度と運行予定回数が増えたことにより契約金額(概算)は増額している。

#### (2) 契約状況について

ア 平成26年度の当該業務の契約金額は、58,002,621円、平成27年度の当該業務の契約金額は、72,477,720円、平成28年度は、72,299,520円、平成29年度は、72,797,400円となっている。(契約金額は概算金額)

#### イ 平成26年度の契約状況

契約執行については、契約課で入札(受注希望募集型競争入札)を執行したものの、応札者が1者のみで予定価格を超えたため、地方自治法第167条の2第8項の規定により株式会社江ノ電バス藤沢湘南営業所を契約相手方とし随意契約により契約した。

業務内容は、貸切バス4台により4コースの運行を行い、1台につき1名の運転員と2名の介助者を添乗することとされていた。

契約単価は、バス往復運行が1回につき73,892円で、内訳は輸送料金52,832円、介助者添乗料金21,060円、バス片道運行料金が1回につき40,995円で、内訳は輸送料金26,415円、介助者添乗料金14,580円となっていた。

運行予定回数は、4台の合計で、往復755回、片道54回で、概算の契約金額は、58,002,621円であった。

#### ウ 平成27年度の契約状況

契約執行については、入札(受注希望募集型競争入札)を執行し、株式会社江ノ電バス藤沢湘南営業所が落札し契約した。(入札参加は1者)

業務内容は、貸切バス5台により5コースの運行を行うことに変更され、通学以外の利用として学校行事等で使用する場合の中間利用についても料金を別途設定することとし、料金積算区分を①通学往復利用(輸送及び添乗)②通学

片道利用（輸送及び添乗）③中間利用（輸送のみ）の3区分に変更とした。

契約単価は、バス往復運行が1回につき79,380円で、内訳は輸送料金58,320円、介助者添乗料金21,060円、バス片道運行料金が1回につき43,740円で、内訳は輸送料金29,160円、介助者添乗料金14,580円、中間利用料金が1回につき37,800円となった。

運行予定回数は、5台の合計で、往復748回、片道252回、中間利用55回で、概算の契約金額は、72,477,720円であった。

#### エ 平成28年度の契約状況

契約執行については、入札（受注希望募集型競争入札）を執行し、株式会社江ノ電バス藤沢湘南営業所が落札し契約した。（入札参加は1者）

業務内容は、平成27年度と同様で、貸切バス5台により5コースの運行を行うこととされていた。

契約単価も、平成27年度と同額で、バス往復運行が1回につき79,380円で、内訳は輸送料金58,320円、介助者添乗料金21,060円、バス片道運行料金が1回につき43,740円で、内訳は輸送料金29,160円、介助者添乗料金14,580円、中間利用料金が1回につき37,800円となっていた。

運行予定回数は、往復743回、片道257回、中間利用55回で、概算の契約金額は、72,299,520円であった。

#### オ 平成29年度の契約状況

契約執行については、入札（受注希望募集型競争入札）を執行し、株式会社江ノ電バス藤沢湘南営業所が落札（入札参加は1者）し、平成29年4月1日に契約締結した。

業務内容は、平成28年度と同様で、貸切バス5台により5コースの運行を行うこととされていた。

契約単価も、平成28年度と同額で、バス往復運行が1回につき79,380円で、内訳は輸送料金58,320円、介助者添乗料金21,060円、バス片道運行料金が1回につき43,740円で、内訳は輸送料金29,160円、介助者添乗料金14,580円、中間利用料金が1回につき37,800円となっていた。

運行予定回数は、往復750回、片道260回、中間利用50回で、概算の契約金額は、72,797,400円となっていた。

#### カ 平成30年度の契約状況

契約執行については、入札（受注希望募集型競争入札）を執行し、株式会社江ノ電バス藤沢湘南営業所が落札（入札参加は1者）し、平成30年4月1日に契約締結した。

業務内容は、平成29年度と同様で、貸切バス5台により5コースの運行を行うこととされていた。

契約単価も、平成29年度と同額で、バス往復運行が1回につき79,380円で、内訳は運転手人件費19,400円、添乗員人件費14,740円、車両整備・修繕・燃料費23,300円、一般管理・その他諸経費21,940円、バス片道運行料金が1回につき43,740円で、内訳は運転手人件費9,700円、添乗員人件費7,370円、車両整備・修繕・燃料費11,650円、一般管理・その他諸経費15,020円、中間利用料金が1回につき37,800円で、内訳は運転手人件費12,580円、車両整備・修繕・燃料費15,100円、一般管理・その他諸経費10,120円となっていた。

運行予定回数は、往復752回、片道258回、中間利用48回で、概算の契約金額は、72,793,080円となっていた。

### (3) 支出状況について

ア 平成26年度の当該業務の支出金額は、往復運行回数750回、片道運行回数54回で、総額57,632,730円で11回の部分払としている。支出年月日は、平成26年5月30日から平成27年4月24日である。

イ 平成27年度の支出金額は、往復運行回数747回、片道運行回数253回、中間利用回数35回で、総額71,686,080円で、支出年月日は、平成27年5月29日から平成28年4月27日である。

ウ 平成28年度の支出金額は、往復運行回数743回、片道運行回数257回、中間利用回数41回で、総額71,770,320円で、支出年月日は、平成28年5月27日から平成29年4月28日である。

エ 平成29年度の支出金額は、往復運行回数748回、片道運行回数257回、中間利用回数40回で、総額72,129,420円で、各月の運行について、日ごとの運行記録、輸送明細及び業務委託(部分)完了届が提出され、学校長の運行便数報告書により履行確認を行ったうえで、月ごとの請求に対して11回の支払をしている。支払日は、平成29年5月26日、同年6月30日、同年7月28日、同年8月30日、同年10月27日、同年12月1日、同年12月22日、平成30年2月2日、同年3月2日、同年3月30日、同年4月27日である。

オ 平成30年度の支出金額は、往復運行回数749回、片道運行回数256回、中間利用回数45回で、総額72,354,060円で、支出年月日は、平成30年5月30日から平成31年4月26日である。

## 2 監査委員の判断

請求人は、白浜養護学校通学バス運行業務委託契約は、①随意契約を続けており②何の理由もなく契約金額を1,600万円増額している、と主張している。

しかし、受託者の選定については、1 事実関係の確認(2) 契約状況についてに記載のとおり、各年度とも契約課で競争入札の手続きを行い公正に業者を決定しており、

随意契約を続けているという主張は、事実とは相違している。

また、平成26年度と平成29年度の比較で契約金額（概算）は、14,794,779円増額しているが、これは主に利用者の安全面への配慮から、バスの運行を4コースから5コースに変更したことに伴う増額で、何の理由もなく増額したとの主張についても、事実とは相違している。

さらに、平成29年度と比較して、平成30年度の契約金額（概算）が4,320円減額しているが、これは運行予定回数の増減によるもので、契約単価は変わっていない。

平成29年度の白浜養護学校通学バス運行業務委託に関する契約執行手続は、地方自治法、藤沢市契約規則等に基づき適正に執行されており違法又は不当なものであるとは認められず、そうすると本件支出及び支払についても財務会計上違法又は不当なものであるとは認められない。

したがって、請求人の主張は採用することができない。

以上のとおり、白浜養護学校通学バス運行業務委託に係る契約、支出及び支払が財務会計上違法又は不当であり、返金などの必要な措置を求めた措置請求は、第5 監査の結果の2 監査委員の判断で述べたとおり理由がないから、これを棄却する。

以 上